(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主	百万円

（削る）

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主	同号イ(1)(vi)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円（同号イ(1)(vi)の措置を講ずる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の他社継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、五万円）のいずれか低い額
(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主	同号イ(1)(vii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

ロ・ハ　（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

3　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。以下同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

4～6　（略）

7　生涯現役コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、六十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

8　（略）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主	八十万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）
(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主	百万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

（新設）

ロ・ハ　（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

3　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。附則第十五条の五第六項を除き、以下同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

4～6　（略）

7　生涯現役コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、六十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）

8　（略）